

1 河川巡視支援業務積算基準(案)

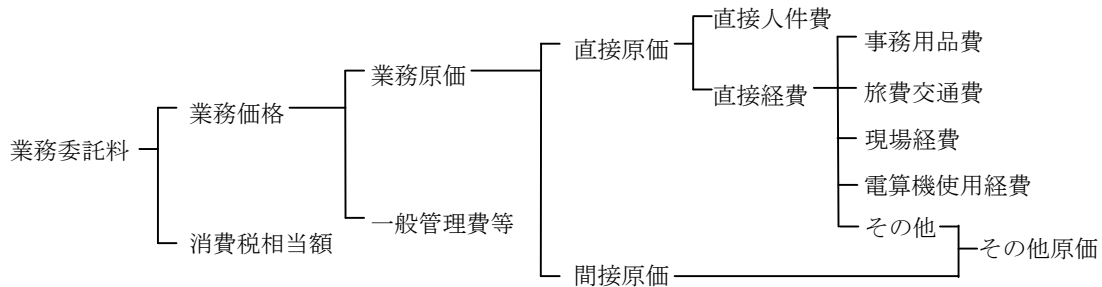
I. 平常時

1. 適用範囲

この積算基準は、河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託費の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a 事務用品費
- b 旅費交通費
- c 現場経費
- d 電算機使用経費 等

(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + \\ &\quad (\text{消費税相当額}) \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

(i) 巡視業務

直接人件費は通常勤務及び超過勤務とし、下記を標準とする。

a. 通常勤務

i) 直接人件費は、河川巡視業務に従事する技術者の職階に応じ算定するものとする。

ii) 巡視業務の班編制は次表を標準とし、設計表示単位は回数とする。

	職種	業務内容	備考
主任河川巡視員	技師 C	高度な業務のみ実施	実情に応じ計上
河川巡視員	技術員	特記仕様書に規程する業務	通常、時間外巡視の標準編成
運転員	一般運転手※	同上	

※巡視業務の一般運転手の委託料は、北陸地方整備局車両管理業務積算基準による。

b. 超過勤務

超過勤務は、現場において通常的に行うものについては、河川巡視員の時間外給与とし実状に応じて計上する。なお、これは設計変更の対象とはしない。ただし、当初の設計日数に変更のあった場合はこの限りではない。

・超過勤務時間当たり単価は次式により積算する。

$$\text{超過勤務時間当たり単価} = (\text{巡視員の基準日額}) \times 1/8 \times A \times B$$

※但し、A：125/100 又は 150/100：時間外又は深夜割増

B：基本給構成比

・休日の巡視は代休制とする。

(ii) 機動業務

巡視途上で発見した堤防等の損傷等のうち、その場で処理しなければ危険又は損傷が拡大する恐れがあるもの等について、応急的措置又は特別な機械等を用いない軽易な補修を実施するものとし、編成人員等については、河川の実状に応じ必要な人員等を計上するものとする。

業務種別	実施頻度	編成人員			作業車	
		主任				

		河川巡視員	河川巡視員	普通作業員	一般運転手	作業車規格
現場機動A	指示による	1				
現場機動B	〃		1			
現場機動C	〃			1	1	〇〇〇
現場機動D	〃			1		

(iii) 打合せ、指揮監督等

a 業務計画

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業務計画	2. 3				1業務あたり

備考 1. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

b 打合せ

1回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着手時	0. 5				
中間時	0. 5				1回/月を標準とする
業務完了時	0. 5				

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

4. 打合せ場所は、出張所等を標準とする。

c 指揮・監督

12ヶ月あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
指揮・監督	8. 0				

備考 1. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

(ロ) 直接経費

業務遂行上特に必要(特記仕様書に明示した場合)なものについて、その実費を計上するもので、下記によるものとする。

a. 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b. 旅費・交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職員日額旅費支給規程」による。

その他の旅費交通費に関する算定方法については、土木設計業務等標準積算基準書及び同（参考資料）に準ずる。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動

車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

c. 現場経費

巡視業務、機動業務に必要な車両及び船舶等の機械経費（損料、燃料費）について計上する。運転費用は各業務に含み計上しない。

河川パトロールカーの貸与の積算は「無償貸付機械の損料」として取り扱うものとする。機械損料は無償貸付機械損料のパトロールカー（4×4D又は4×4G）を計上する。

船上巡視を行う場合は実情に応じて計上するものとする。

d. 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容

河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈廃船の撤去・大型ゴミの投棄の撤去・浮浪者等の退去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広く地元警察署・公共団体等一連で実施しなければ解決できない。

以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合わせ等を行わせることができる。

4. その他

(1) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

① 直接人件費

イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。

- ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。
(編成人員及び超過業務時間)

② 直接経費

- イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合には変更しない。

ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。

- ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。

- ③ その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。

(2) 車両管理

巡回に必要な自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。

(3) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、土木設計業務等標準積算基準書及び同(参考資料)を参考とする。